

# 戸穴荘と流鏑馬

宮下良明

(会員・佐伯市古江)

先の史談一七〇号、一七二号で戸穴荘に関する私論を少し述べた。最近豊後国荘園の研究が盛んになりつつあり、その中の一つに戸穴荘と佐伯荘の成立問題がある。

戸穴荘から佐伯荘と荘名を変えたのか否か、二者の考証は最早避けて通れない段階にきていると考えられる。このことは「佐伯一族の興亡」が取り上げてより数年が経過している。その後、平成九年十一月、玖珠郡史談四〇号が故渡辺澄夫博士追悼号として発行された。それには佐伯荘・戸穴荘の問題を大きく取り上げ、玖珠の場合と比較検討し、更に研究を重ねたが解明にいたらなかなかつたと苦慮された論文を載せているが、惜しくも解明を前に博士は故人となつた。合掌

さて今回は院政時代の初め、皇室八条院領として立券(特權を認め荘園として承認されること)された戸穴荘の問題、並びに緒方惟栄と宇佐宮との関係、更に戸穴荘

と流鏑馬の神事等が主な内容であるが、順次略述して会員の御意見を仰ぎたい。

はじめに戸穴荘が立券された安元二年(一一七六)の頃は、緒方惟栄「宇佐宮焼打」説に近く、その事件が原因で上野国沼田に流罪になつたとする問題と、戸穴地域の地名の起り等、合わせて述べて見たい。

そこで惟栄関連の時代背景を別表に示した。

緒方惟栄関連年表

年号	西暦	主な出来事
保元元	1156	保元の乱・崇徳上皇讃岐に流さる・荘園整理令発令
平治元	1159	平治の乱・源氏軍破れ頼朝伊豆へ流さる
安元2	1175	皇室八条院目録に戸穴荘初見
元暦元	1184	屋島・壇ノ浦合戦平氏滅亡
ク	ク	緒方惟栄による宇佐宮焼打説
ク	ク	木曾義仲頼朝により滅ぼさる
文治5	1185	中原親能(大友能直養父)源範頼に従い周防より豊後に渡り同年4月鎌倉へ帰る
ク	ク	中原親能利根荘を領す
同年間	1185~89	緒方惟栄関東沼田に流さる
建久元	1190	惟栄帰国山香郷で死亡とあるが不明
同年間	1190~97	大友能直所領所職を養父親能から譲られるこの頃神角寺合戦か?
承久3	1221	承久の乱・幕府方の勝利皇室領荘園を没官さる

これにより戸穴荘立券前後の諸状況が分かると思うが、問題とされている戸穴荘は現在の戸穴地区を指したものではない。律令の昔海部郡穗戸郷が、開発の波によつて生まれた莊園の呼称を戸穴荘と言い、莊域は彦岳により眺めた津久見・佐伯両岸部とみて差し支えない。その中心地が現戸穴ということであろう。

玖珠郡史談四〇号で故渡辺博士は次のように論述している。

智専光院領戸穴荘の問題はなお今後に検討課題を残し、研究者を悩まし続けるであろう。筆者の非才を恥じると結んでいる。如何にこの問題が難問であるかが分かると思つ。

今後「講座日本莊園史九州地方の莊園」が発刊されるという。佐伯・戸穴両荘の関係した内容は注目の的で期待は大きい。

### 宇佐宮仮殿地判指図

この指図は宇佐宮保管のもので、略年表に掲げた元暦

元年に、惟栄が宇佐宮を「焼打」したため、次の文治年中に再建を目的として作成されたものという。したがつ

て、これが両荘に対する学者の論点の要因と思われる。そこでこの指図から、佐伯荘に賦課したとされる諸物の内訳を示すと次の通りである。

△置路<sup>おきろ</sup>甃<sup>こう</sup>六八丈五尺、内二丈・佐伯荘

△大門南中間甃<sup>こう</sup>壹丈・佐伯荘

△東大門北脇垣<sup>わき垣</sup>次二間・佐伯荘

△御湯殿脇与中間甃<sup>こう</sup>一丈、内五尺・佐伯荘

△東廻廊次一間・佐伯荘

以上「豊後国莊園公領史料集成六」より抄出<sup>しよしゆつ</sup>した。

この指図に戸穴荘はなく年月日の記載もない。ただし前項で掲げた佐伯荘の内容が載つてることにより、これが佐伯荘の初見と断定されるものであり、学者間で見解の相違が生ずる所以もある。これに対し、弥生町誌中世篇執筆者三重野誠氏は次のように述べている。

「この宇佐宮仮殿地判指図が後世に作成されたものでないならば、この中に戸穴荘が記載されていなければならぬ。以下略」と述べ暗に問題を仄<sup>ほの</sup>めかしている。筆者も同感に思う。

更に一言付け加えるならば、緒方惟栄流罪説より約百年後、弘安八年（一二八五）大友氏三代「頼泰」が幕府

に提出した図田帳には戸穴荘は見えない。つまり後世の図田帳を粗に指図なるものを作成した。そのように窺えます。

この百年間には、承久の乱・文永の役等重大事件があり荘園にも大きな影響があつたはずで、特定はできないまでもその間に戸穴荘は幕府側へ没官（官に取り上げること）されたものと考えられる。

したがつて、嘉元四年（一二〇六）まで残る昭慶門院御領目録の処遇が問題とされるが、このことは「佐伯氏一族の興亡」が詳述していく良く分かる。

一方、緒方惟栄を主人公にした読物・伝記は多い。惟栄は蛇婚説の祖母嶽大明神に系図が仕組まれており、大神系支流系図は豊後一円に分布している。そこで惟栄の流刑先、沼田を「講座日本荘園史」上野国の部から示すと次のようである。

上野國土井手・笠科荘（利根ノ荘）は康治二年（一一

四三）安樂寿院領の荘園として立券された。（戸穴・玖珠

荘と本家職は同じ）本所である安樂寿院は、保延三年（一一三七）島羽上皇が離宮内に建立したものであり、鎌倉

時代に入つて、京都から下つてきた幕府の法曹官僚「中

原親能」に与えられ、後に親能の養子大友能直に伝領され、嘉元四年（一二〇六）には昭慶門院領として地頭院請所になつたが、百三十七年後の嘉吉三年には、大友氏の同族で上野の国人那波氏が代官となつた。

右の観点から推測すると、当時の上野国は早くから開發が進んでいたようである。荘園史によれば新田荘等源氏一族の所領が多く見られる。

したがつて、鎌倉幕府は未開の地に惟栄を放逐したのではない。史実とすれば惟栄を預かった在地領主は中原親能ということになる。つまり惟栄と親能を結び付けた語り物としては絶好の資料価値となる。

中原親能の足跡と所領関係は、「鎮西御家人の研究」（瀬野精一郎著）で詳述した中で大友文書を取り上げ、宇佐宮関係者によつて偽作された可能性が強いと指摘している。（七四頁）。

そこで問題点

(1)元暦元年（一一八四）惟栄の宇佐宮事件は事実かどうか。

(2)宇佐宮坂殿地判指図が文治年中作成されたとするが果たしてそうか。

(3) 指図に年号の記入がない。記入されない指図が何故文治年中と分かるのか。

(4) 皇室と宇佐宮は古代より関係が深い。本家職を有す

る皇室領沼田に惟栄の流刑を認めたかどうか。

(5) 一国平均役を課すとすれば、豊後国莊園にどのよう

な機関を通して伝達したのか。更に宇佐宮は豊前国

一ノ宮であった。当然豊前国内にも平均役を課した

と思うがどうか。

以上の疑問点を指摘したい。

### 戸穴荘と流鏑馬

戸穴地域には「馬」を通字とする地名がある。余程古いものと思うが伝説・口伝等は聞かない。歴史が古いが故に風化して地名だけが残つたものと考えられる。場所は万休院を取り巻く山裾に展開している。次に提床の地名から有りし日、中世の時代この地域で行なわれた神事、流鏑馬を連想してみよう。

はじめに地名の馬場・馬場前・馬場脇・馬場後・的場・代官屋敷・門ノ内・仮屋・中ノ屋敷・船倉・床底作・地蔵(頭河内・安祭使等いずれも尋常のものではない。「佐

伯氏一族の興亡」も江戸時代以前の地名と述べて十分検討せよという内容を記している。このような古地名は実態の無いものからは生まれてこないからである。  
次に遠い昔の営みを祖先達が、地名に残した神事・流鏑馬を考察して見ることにする。

流鏑馬とは神社の境内で騎主が的を射て、神意のいかにあるかを占う神事をいう。とくに鶴岡八幡宮の流鏑馬は有名で、鎌倉御家人により流行した。(『日本民俗事典』より。)

右の地名と事典等との照合により推察すると、その起源は流鏑馬行事のあった名残の跡と想定して間違いない。的場なる地名がそれに連動するからである。

伝えられるところによれば、その昔大宮八幡宮・彦宮三所権現の神馬を大入島の牧場で飼育していたと古書は伝える。大宮八幡宮夏期大祭は今も宮司が馬に乗つて下がる。この神事は古くからその原型があつたものと推察される。

大入島牧場 漢詩 秋月橋門

田嶽麦禾生 野開悟価裁

獨大平謀作 人良馬牧無

秋月橋門が在りし日の大入島牧場を追想した詩である。

古代から平安・鎌倉時代に掛けての牧場は島・川沿・海岸部等で馬を飼育していたという。伊予の宇和島・筑前の宗像社・淀川流域・大隅半島等は、その時代の最たる牧場である。その牧場を地方豪族に管理させ、これを統轄する領家は西音寺家であつた。

馬は船とも密接な関係にあり、「津・泊」の港から諸方へ上下する物質の集散と輸送中継は、馬が重要な役割りを果たしていた。

後略（綱野善彦・森浩一・馬船常民より。）

戸穴荘は穂戸郷が変わった荘園と想われ、古くから馬が使われていた形跡がある。彦岳の中腹には巾七尺（約二メートル）の馬も十分通える古代道が、戸穴を中心には諸方に延びている。千怒・津久見方面に往来する間道を馬で運んだものと思つ。また、船と馬と戸穴荘を結び付ける役割を果たしたものに船倉なる地名がある。領家への貢納物は「佐伯氏一族の興亡」も述べている如く、海産物が主体と考えてよい。一旦船倉に集積され、目的地には船を利用した。これは古代も現在も変わりない。

以上の如く見えてくると、戸穴周辺に馬を通字とする地

名があつても不思議ではない。神事流鏑馬が行なわれた所以は、このようにして生まれたものと考えられる。

戸穴地名の論評は「佐伯氏一族の興亡」が一部取り上げている。なお前項で記した中で地蔵河内なる地名は、鎌倉期の荘官・地頭を意味したものと想われる。門ノ内・中屋敷等の地名の所在を見れば地頭河内と読む方が説得力がある。更に床作の地名に対する意味は多々あると思うが、庄作（地頭直営田）と読む方に筆者は賛成する。床も庄も（しよう）と読みは同じである。

以上の略述を要約してみると、緒方惟栄の宇佐宮に対する一連の事件により、仮判地指図なるものが作成されたとする。この指図が原因で佐伯荘・戸穴荘の関連が複雑になり、故渡辺博士も今後の検討課題として残した。大分県史学会は、いづれはこの問題を取り上げて解明せねばならないと思う。

流鏑馬については鎌倉御家人が神事占いとして、戸穴荘へ持込んだ形跡が濃厚と考へてある。鎮西御家人の研究では、豊後国に最も多く関東御家人の所領があつたとされている。もともと豊後国が関東御分国であつたことが、多数の御家人領が存在した理由と述べているのを見

ても、戸穴荘は鎌倉御家人と関連がありそうである。古い時代の小字名が今日散見されるのも、郷土史のためには祖先からの有り難い置き土産と心得ている。戸穴荘問題は始まつたばかりで、更に検討を重ねる必要があると思う。

### 参考資料

鎮西御家人の研究

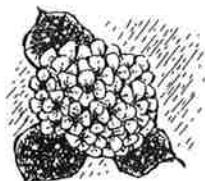
佐伯氏一族の興亡

馬船常民

講座日本莊園史(5)

弥生町誌

玖珠郡史談四〇号



### 表紙解説

陸地峠は標高五四〇米、豊後と日向の国境である。直川村は周囲に三〇〇~五〇〇米の山々が連なり、他村に行くには、何れも峠道を越えなければならなかつた。陸地峠もその一つである。

峠には黒沢から葛折りの道が最短であるが、現在では赤木道の内の奥の赤木防災ダムの横から、林道陸地直川線が開通しているが舗装は一部のみである。

明治十年（一八七七）の西南の役では、五月から七月にかけて直川村で戦闘が続き、最後の激戦がここ陸地峠で行われた。七月十五日より豪雨を好機として十六日、官軍は二隊にわかれ、一隊は正面より攻撃し、一隊は杭の内より迂回、同時に壕内に突入し、西郷軍はなす術もなく敗走した。翌十七日昼下がり、篠つく雨の中に官軍の勝鬨は陸地峠にこだました。しかし、多くの死傷者が両軍共に出た。戦死した官軍兵士は佐伯岡の谷に十九名埋葬されたが、西郷軍のそれは不明である。

（吹原に一基陸軍兵士の墓がある）

昭和五十七年三月二十日、直川村は村指定史跡として記念碑を建立した。

山頂からの眺望は祖母・傾を望み抜群である。